主 文 原判決中被告人A、同Bに関する無罪部分を除きその余の部分を破棄す

被告人A、同Cを各懲役一年六月に、同Bを懲役一年に各処する。但し被告人等三名に対し三年間右各刑の執行を猶予する。被告人Cから金一万円、同Bから金五千円を各追徴する。検察官の被告人A、同Bに対する各控訴は、これを棄却する。当審における訴訟費用(証人Dに支給した分)は被告人Bの負担とす

る。 _理

る。

被告人Bの升展人桑原五郎、被告人Aの弁護人宮地憲三、同鈴木惣三郎、被告人Cの弁護人三宅清同岡田俊男の各控訴の趣意は記録編綴の各作成名義控訴趣義書記載のとおりであり、検察官の控訴の趣意は記録編綴の原審検察官高橋道玄作成名義控訴趣意書及び当審検察官平井卓二作成名義控訴趣意補充書各記載のとおりであるから、ここにこれを引用する。

これに対する当裁判所の判断は次のとおりである。

検察官の論旨について

被告人Bの弁護人桑原五郎、被告人Cの弁護人三宅、清、同岡田俊男の各論旨に ついて

各所論は被告人B、同Cにつき原審量刑の不当を主張するものである。よつて記録を検討するに、原判示各犯行の態様罪質等から見るとその犯情軽視し得ないものがあること勿論てあるが、他面記録によつて認められる右被告人両名が本件各犯行を為すに至つた経緯、犯行当時における被告人両名の年令、従来の素行、犯行後の生活態度、改悛の情況、家庭の情況、被告人両名共本件の為昭和三一年八月三一日附を以て広島市事務員を徴戒免職となつていること、未だ前科のないことその他記録にあらわれた諸般の情状を考察すれば被告人両名に対しては刑の執行を猶予し更生の機会を与えることが相当であると思料される。論旨は理由がある。

被告人Aの介護人宮地憲三、同鈴木惣三郎の論旨について

所論は被告人Aにつき原審量刑の不当を主張するものである。よつて記録を検討するに、原判示犯行の態様、罪質等から見るも本件罪清は悪質であると認められるのみならず、相被告人となつている年若い二人の公務員を利欲を以て誘ない原判示第一の犯行にひき入れ、その一生を誤まらしめた責任、被告人が原判示第一の犯行につき終始遁辞的な弁解を試み反省の色の認めがたい点などをも併せ考えると原審が被告人に臨むに徴役は一年六月の実刑を以てし峻厳な態度を示したことは一応首肯し得られないではないが、他面記録によつて認められる原判示第一の犯行の動機原因、第四の犯行による被害の既に回復せられていること、当裁判明の量定する和、第四の犯行による被害の既に回復せられていること、その他記録にあらわれた諸般の情状を考察すれば被告人を徴役一年六月の実刑に処し刑の執行猶予を与えなかつた原審の量刑は酷に失するものと認められる。論旨は理由がある。

以上説明のとおり検察官の被告人A、同Bに対する本件控訴はいづれも理由がないから刑事訴訟法第三九六条に則り之を棄却すべきものとし、被告人等の本件各控訴はいづれも理由があるから同法第三九七条第一項第三八一条に従い原判決中被告人A、同Bに関する無罪部分を除きその余の部分を破棄し同法第四〇〇条但書に従い当裁判所において更に判決すべきものとする。

(裁判長判事 村木友市 判事 渡辺雄 判事 藤間忠顕)